

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」4回総会

日時：令和2年7月21日（火）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答 申

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

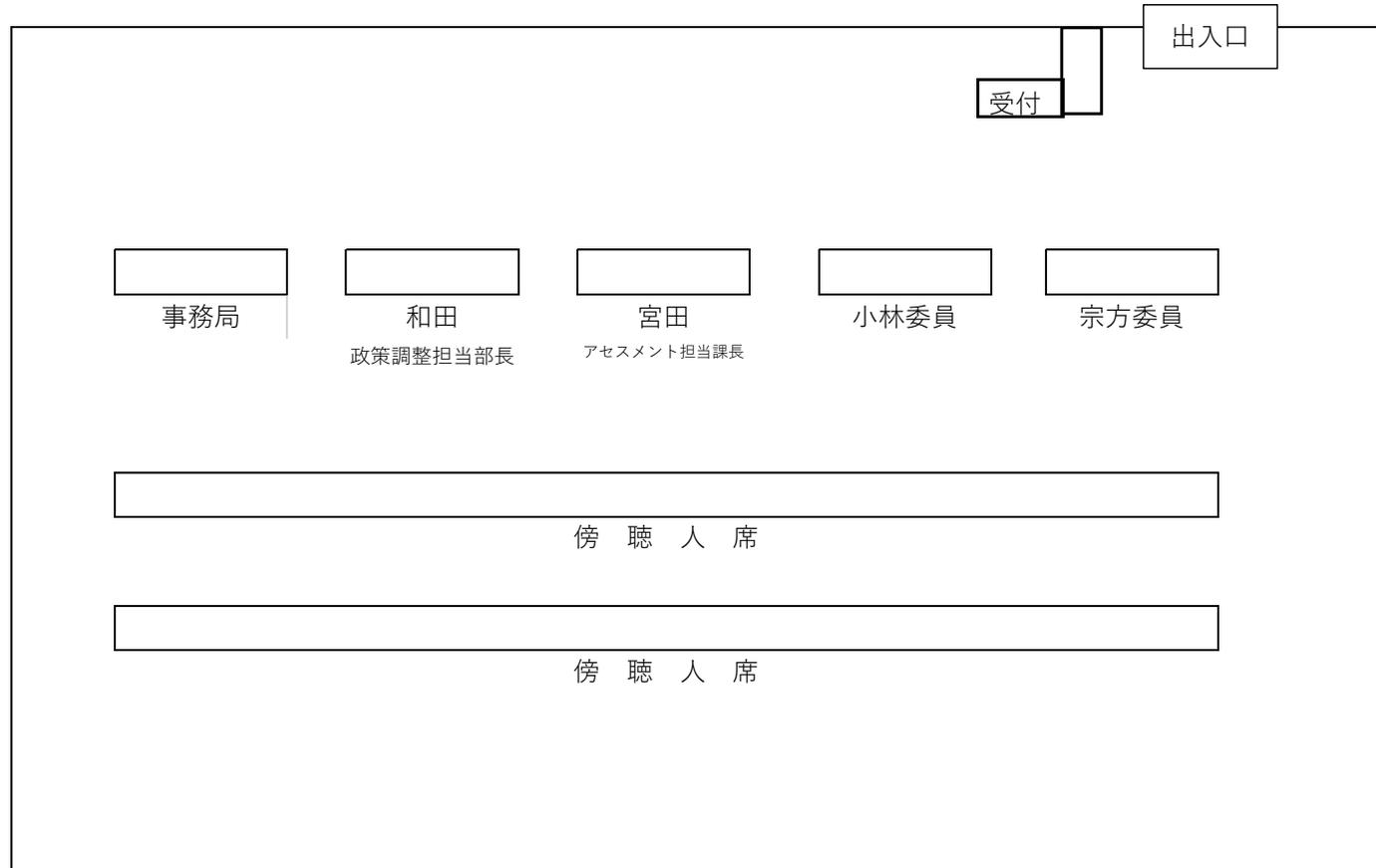
資料1 「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

資料2 受理報告

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」総会 座席配置

日時：令和2年7月21日（火）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室22



< Webexによる出席者 >

審議会会長 柳委員
第一部会長 齊藤委員
第二部会長 坂本委員

荒井委員 高橋委員
池邊委員 堤委員
池本委員 寺島委員
奥委員 宮越委員
日下委員 平林委員
玄委員 森川委員
小堀委員 保高委員
袖野委員

(18名)

資料 1

令和2年7月21日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価
調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」に係る
環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年5月25日に「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定すること。

第3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2 年 5 月 25 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 2 年 7 月 14 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、 自然との触れ合い活動の場、廃棄物、 温室効果ガス) ・ 総括審議
審議会	令和 2 年 7 月 21 日	・ 答申

受 理 報 告 (7 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	東金町一丁目西地区市街地再開発事業	令和2年6月30日
2 事 後 調 査 報 告 書	光が丘清掃工場建替事業	令和2年6月10日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業	令和2年6月15日
4 完 了 届	(仮称) 竹芝地区開発計画	令和2年6月25日

受 理 年 月 日
令和 2 年 6 月 30 日

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	計画地近傍には、医療施設、福祉施設など配慮すべき施設が存在し、工事期間も長く、建設機械の稼働による大気質への一定程度の寄与もあることから、環境保全の措置を徹底し、建設機械による影響のより一層の低減に努めること。	事前に施工計画の詳細検討を行い、工事計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図ることを環境保全のための措置に追記した。 (本編 155 ページ)
騒音・振動	工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による影響は少ないとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。	工事用車両の効率的な管理により車両台数の削減やルートの分散化を図ること、搬出入車両の集中納品や積載率の向上により車両台数の削減を図ることなどを環境保全のための措置に追記した。 (本編 224 ページ)
	三期工事における工事用車両の出入口周辺は道路幅が狭く、二期工事完了後の関連車両の出入口も近接するため、車両の滞留が懸念される。この近傍には住宅や医療施設・福祉施設が存在することから、工事用車両の走行に当たっては十分に配慮すること。	工事用車両出入口に誘導員を配置し周辺の円滑な交通流を確保すること、走行時間帯の分散化により工事用車両の集中を避けることなどを環境保全のための措置に追記した。 (本編 224 ページ)
地盤、水循環 共通	計画地は旧河道に位置していることから、地下掘削等の実施に当たっては計画地周辺の地盤に適切に配慮すること。併せて地盤や地下水の状況について継続的な監視を確実にを行い、状況に応じた環境保全のための措置を徹底し、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めること。	地盤及び地下水の水位の状況についての十分な監視を掘削工事の着手前から計画建物完成後の一定期間、継続的に行い、影響が確認された場合には、影響の程度、原因の調査等を行うとともに速やかに適切な保全対策を講じることを環境保全のための措置に追記した。 (本編 278～280 ページ 本編 302 ページ)

項目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
日影	<p>計画建築物の建設に伴い日影の影響を大きく受ける地域があることから、これらの地域の住民に配慮し、年間を通じた日影の状況を丁寧に説明するとともに、計画敷地に利便性に優れ快適に過ごせる空間を新たに創出するなど積極的な対応を検討すること。</p>	<p>地域の意見等に応じて、冬至日以外の日影の状況についても丁寧な説明を行うこと、また、地区内に日影が生じる地域への代替となり地域住民の視点で誰もが使い易い空間となるよう配慮した広場空間を整備することを環境保全のための措置に追記した。 (本編 327 ページ)</p>
風環境	<p>予測において、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、評価の指標では風速の累積頻度に基づいているため、領域Aや領域Bでも強風は起こり得ることから、予測条件、風速比の算出方法、評価方法等を詳細に記載するとともに、地域住民に十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。</p> <p>また、良好な風環境を確実に確保するよう、環境保全のための措置を徹底すること。</p>	<p>風洞実験で用いた測定局データの集計方法、風速、風向、風洞内気流等の実験時の条件、領域Bにおける累積頻度 55%に関する例示、風速比の算出方法等を追記した。</p> <p>また、良好な風環境を確保するよう、適切な地点を選定し事後調査を実施すること、地域住民などの意見へ対応することなどを環境保全のための措置に追記した。 (本編 353 ページ、 本編 357 ページ、 本編 370 ページ、 資料編 360 ページ)</p>

7月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和2年7月21日

■事後調査報告書

事業名：光が丘清掃工場建替事業（工事の施行中その2）

事業者名：東京二十三区清掃一部事務組合

項目	助言事項	委員
大気汚染	1 建設車両の影響は二酸化窒素濃度にごくわずかにみられるようですが、予測値よりも低く、問題のないレベルであることが確認できました。 工事用車両の経路変更も良かったと思いますし、それに伴う走行影響も近隣の自排局と比較して同程度であることが確認でき、問題のないことが確認できました。 環境保全のための措置もしっかり取っていただいているようですが、粉じんは苦情があったとのことですので、引き続き、配慮くださるようお願いいたします。	森川委員